2024年度募集

ミツバグループ従業員
及びご家族の皆様へ

ミツバグループ
団体傷害保険のご案内

普通傷害保険(生活総合保険特約付)・交通事故傷害保険

団体加入ならではのこの割引!

保険期間 2024年12月1日 ▼ 2025年12月1日

(今年度)
保険料
約10%OFF
一般契約より割安な保険料

[団体割引 10%]

Q. 子どもの自転車事故が心配!
A. 普通傷害保険「4型」がおすすめです。
交通事故傷害保険「E型」

2つの保険をご用意しました!
あなたはどちらを選びますか?

日常生活のケガに備える!
普通傷害保険
個人賠償示談交渉サービス付(国内)

3つのオプションを追加できる

交通事故に備える!
交通事故傷害保険
個人賠償示談交渉サービス付(国内)

申込み締切日は 2024年11月22日(金) です。

加入時の注意点
本募集は年1回です。この機会をお見逃しなく!! ご契約内容・告知事項に変更のない方は、更改加入依頼書をご返送いただく必要はありません。

加入後の退職時の注意点
退職される場合は事故の有無をご確認のうえ、必ず代理店にご連絡ください。

大切なお知らせです。是非お持ち帰りいただきご覧ください。

万一のケガ

お子様や
スポーツなどを
されている方に
おすすめします!!

普通傷害保険

日常生活のケガに備えるために。

偶然の事故によるケガはもちろん、誤って誰かにケガをさせたときや、日射病などで治療を受けたときにも保険金をお支払いします。また、日本国内だけでなく海外でも、24時間補償されるので旅行のときも安心。あなたのライフスタイルに合わせてオプションも選べます。

基本契約
普通傷害保険
個人賠償責任
借用物
受託物賠償責任

＋

オプション契約
携行品
救援者費用
キャンセル費用
ホールインワン・
アルバトロス費用

3つの
オプションを
追加できる
こちらも
おすすめ!

基本契約

普通傷害保険／個人賠償責任／借用物・受託物賠償責任
基本契約は「普通傷害保険」と「個人賠償責任」と「借用物・受託物賠償責任」です。

例えばこんな時に保険金をお支払いします。

Case 1 国内・国外 日常生活におけるケガ

交通事故によるケガ

- 運転中の事故
- 乗物にひかれた
- 駅構内の階段で転んだ
- 自転車で転んだ

お仕事中のケガ

スポーツ中のケガ

国内・海外旅行でのケガ

日射病等による死亡・
後遺障害・入院・手術・通院

Case 2 国内・国外 [示談交渉サービス付(国内のみ)] 個人賠償責任(注)

誤って自転車で
他人にケガをさせた

誤って買い物中に
商品を壊した

Case 3 国内・国外 借用物・受託物賠償責任(注)

友人から借りた
カメラを壊した

知人から預かった
ゴルフクラブが盗まれた

(注)被保険者の範囲は『ご本人・配偶者*1・その他のご親族*1*2』*3となります。
*1「配偶者」「その他のご親族」は、事故発生時におけるご本人(ご契約時にご指定いただきます。)または配偶者との関係によります。 *2「本人またはその配偶者の同居の親族」および「本人またはその配偶者の別居の未婚のお子様」をいいます。親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。 *3被保険者が責任無能力者等の場合は、その監督義務者等も含みます。

補償金額と保険料表

基本タイプ

1日目から補償 **うれしい通院補償**

型	月額保険料	死亡・後遺障害保険金	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額	個人賠償責任	借用物・受託物賠償責任
1型	680円	150万円	1,500円	入院中に受けた手術は入院保険金日額の、10倍、それ以外の手術は5倍	1,000円	2,000万円	10万円
2型	1,120円	200万円	3,000円		2,000円	2,000万円	10万円
3型	1,620円	300万円	4,500円		3,000円	2,000万円	10万円
4型	2,080円	500万円	5,500円		3,500円	1億円	10万円

※借用物・受託物賠償責任の補償については1事故あたり5,000円の免責金額(自己負担額)が適用になります。
※当該プランは、団体割引10%を適用して算出しております。申込人数が100人未満となった場合は保険金額を変更させていただきます。その場合は、被保険者カードの配布をもちまして確定保険金額のご案内とさせていただきます。ご了承ください。
(団体割引は加入者数により毎年見直されます。)

ご加入例

ご加入タイプ

子供がサッカー部に所属。万一の事故に備えたい。

基本**1型** 680円 ＋ オプション**H型** 60円 ＝ **1H型 740円**

月額保険料……740円

補償内容
- 死亡・後遺障害……150万円
- 入院日額……1,500円
- 通院日額……1,000円
- 個人賠償……2,000万円
- 借用物・受託物賠償……10万円
- 携行品……10万円

ご加入タイプ

趣味の旅行中をしっかり守りたい。

基本**2型** 1,120円 ＋ オプション**L型** 100円 ＝ **2L型 1,220円**

月額保険料……1,220円

補償内容
- 死亡・後遺障害……200万円
- 入院日額……3,000円
- 通院日額……2,000円
- 個人賠償……2,000万円
- 借用物・受託物賠償……10万円
- 携行品……10万円
- キャンセル費用……20万円
- 救援者費用……300万円

ご参照

「普通傷害保険」と「交通事故傷害保険」ここが違います。保険金をお支払いする場合の比較。

ケガの原因・事故例	普通傷害保険	交通事故傷害保険
交通事故によるケガ	○	○
駅構内の事故によるケガ	○	○
建物火災によるケガ	○	×
建物からの落下物によるケガ	○	×
海外でのケガ	○	×※①
スポーツ・レジャー中のケガ	○	×※①
旅行中のケガ	○	×※①
仕事中のケガ	○	×※①
家の中でのケガ	○	×
日射病・熱射病の場合	○※②	×
海外での賠償事故	○	×
賠償事故の示談代行（国内のみ）	○※③	○※③
携行品の補償などオプション契約の追加	○	×

※ ①交通事故、駅構内の事故等の場合はお支払いの対象となります。
※ ②被保険者（補償を受けられる方）が満23歳未満の場合にのみお支払いの対象となります。
※ ③個人賠償責任補償の対象となる事故に限ります。

左の基本補償に、このオプションをつければさらに安心。

オプション契約

携行品／キャンセル費用・救援者費用／ホールインワン・アルバトロス費用

携行品／自宅外での偶然な事故による、携行品の損害をお支払いします。
キャンセル費用／本人・本人の配偶者・本人の1親等以内の親族の死亡、病気・ケガの入院による、特定の申込みをキャンセルした場合のキャンセル費用をお支払いします。
救援者費用／遭難またはケガによる死亡・入院（14日以上）による、遭難捜索費用、現地への交通費等をお支払いします。
ホールインワン・アルバトロス費用／国内で、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に慣習として負担した費用をお支払いします。

3つのオプションを、自由にお選びください。

Option 1 国内・国外 携行品（ご家族全員分）

バッグの盗難

旅行中のカメラの破損

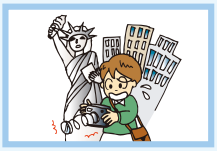

Option 2 国内・国外 キャンセル費用・救援者費用

子供が病気で入院したため海外旅行をキャンセルした

海外旅行中に交通事故により入院し、家族が駆けつけた

Option 3 国内 ホールインワン・アルバトロス費用

ホールインワン達成

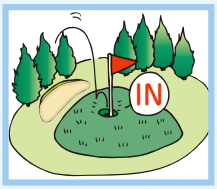

補償金額と保険料表

選択オプション

3つのオプション組み合せは自由

	型	月額保険料	携行品損害の補償	キャンセル費用／救援者費用	ホールインワン・アルバトロス費用
○球技（野球・サッカー等） ○つり・スキー・旅行 ○ゴルフ 他いろいろなスポーツをされる方 レジャーに合わせてオプションをお選びください。	H型	60円	10万円	――	――
	J型	40円	――	20万円／300万円	――
	K型	190円	――	――	20万円
	L型	100円	10万円	20万円／300万円	――
	M型	230円	――	20万円／300万円	20万円
	N型	250円	10万円	――	20万円
	P型	290円	10万円	20万円／300万円	20万円

※携行品損害の補償については1事故あたり5,000円が、キャンセル費用については1事故あたり1,000円またはキャンセル費用の20%相当額のいずれか高い額の免責金額（自己負担額）が適用になります。

交通事故

交通事故傷害保険

交通事故に備えるために。

交通事故によるケガや日常生活の賠償事故に備える保険です。
交通災害から皆様をお守りします。

基本契約　交通事故傷害保険
個人賠償責任

※交通事故傷害保険には
オプションをつけることが出来ません。

基本契約

交通事故傷害保険／個人賠償責任
基本契約は「交通事故傷害保険」と「個人賠償責任」です。

例えばこんな時に保険金をお支払いします。

Case 1　国内・国外　交通事故によるケガ

運転中の事故

乗物にひかれた

駅構内の階段で転んだ

自転車で転んだ

Case 2　国内［示談交渉サービス付（国内のみ）］　個人賠償責任(注)

誤って他人にケガをさせた

誤って自転車で他人にケガをさせた

誤って買い物中に商品を壊した

飼い犬が他人に噛みついた

（注）被保険者の範囲は『ご本人・配偶者＊1・その他のご親族＊1＊2』＊3となります。
＊1「配偶者」「その他のご親族」は、事故発生時におけるご本人（ご契約時にご指定いただきます。）または配偶者との関係によります。　＊2「本人またはその配偶者の同居の親族」および「本人またはその配偶者の別居の未婚のお子様」をいいます。親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。　＊3被保険者が責任無能力者等の場合は、その監督義務者等も含みます。

補償金額と保険料表　基本タイプ

1日目から補償　うれしい通院補償

型	月額保険料	死亡・後遺障害保険金	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額	個人賠償責任
A型	270円	150万円	1,500円	入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術は5倍	1,000円	2,000万円
B型	440円	200万円	3,000円		2,000円	2,000万円
C型	630円	300万円	4,500円		3,000円	2,000万円
D型	950円	500万円	7,500円		4,500円	2,000万円
E型	1,000円	600万円	7,500円		4,500円	1億円

※当該プランは、団体割引10％を適用して算出しております。申込人数が100人未満となった場合は保険金額を変更させていただきます。
その場合は、被保険者カードの配布をもちまして確定保険金額のご案内とさせていただきます。ご了承ください。
（団体割引は加入者数により毎年見直されます。）

お申込みにあたって

ご加入資格（被保険者）

ご加入いただける方は以下のとおりとなります。

1. 申込人（ミツバグループ各社に勤務の方）本人
2. 申込人の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹
3. 申込人の同居親族（例：叔父・叔母・甥・姪など）

なお、新規・変更でのご加入は、2024 年 12 月 1 日現在の満年齢が 0 歳～78 歳までの方とさせていただきます。

ご加入いただける方

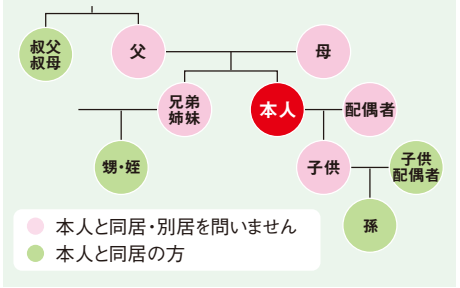

お申込み方法

1. 継続 昨年と同じ内容でご継続の場合は、自動更新となります。「傷害保険更改加入依頼書被保険者明細書」でお名前と加入内容をご確認ください。（ご契約内容・告知事項に変更のない方は特にお手続きの必要はございません。）

2. 新規 新規でご加入の場合は、「傷害保険更改加入依頼書被保険者明細書」に必要事項をご記入いただき押印のうえご提出ください。

3. 変更 現在のご加入内容に変更のある場合には、「傷害保険更改加入依頼書被保険者明細書」の変更のある箇所を抹消し、変更後の内容をご記入いただき押印のうえご提出ください。

契約型等につきましては「補償金額と保険料表」欄をご参照ください。

締切日　2024年11月22日（金）
更改加入依頼書は同封の返信用封筒にて（有）桐栄オートサービスまでご提出ください。

本募集は年1回です。この機会をお見逃しなく!!

お支払い方法

保険料は、毎月の給与より引き去りさせていただきますので、お手間がかかりません。
（2月給与より引き去り開始）

保険期間

2024年12月1日より
2025年12月1日までの1年間

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。
【個人情報の取扱いについて】
お客様からお預かりした個人情報は、取扱代理店および引受保険会社が取り扱う商品の販売、サービスの案内・提供等のために利用いたします。
個人情報の取り扱いに関する詳細は取扱代理店、引受保険会社の個人情報保護方針（プライバシーポリシー）等をご確認ください。

ミツバグループ団体傷害保険にご加入の方のサービス
緊急・夜間病院をご案内する

セコム損保の ドクターホットライン
ドクターホットラインは夜間や休日にケガや病気でお困りの方に、適切なアドバイスや緊急・夜間病院をご案内します。団体傷害保険に加入している方へのサービスです。24時間対応できますのでご安心ください。

0120-521-040

事故の際に、ご連絡ください。 セコム損害保険事故受付センター

事故にあった時

万一事故にあった場合はすみやかに（有）桐栄オートサービスもしくはセコム損害保険（株）までご連絡ください。また、夜間・休日についてはセコム損害保険事故受付センターにて、事故受付を行っております。

緊急連絡先

0120-210-545（携帯可）
（受付時間：24時間365日）
事故の日から30日を経過してもご通知いただけない場合には、保険金をお支払いできないことがありますので必ずご連絡ください。

交通事故傷害保険

交通事故傷害保険の保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金・保険金をお支払いできない主な場合

補償項目			保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
基本契約	傷害	死亡保険金	被保険者が、対象となる事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで亡くなられた場合	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。	1. 次に掲げる事由によるケガに対しては保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意・重過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気帯び運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥戦争、革命、内乱、その他これらに類似の事変または暴動 ⑦核燃料物質の有害な特性による事故 ⑧船舶および航空機に職務として搭乗している間の事故 ⑨職務としての荷役作業および自動車、電車、航空機等の修理、点検、整備、清掃等の作業中の事故 ⑩自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間の事故 2. 被保険者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金をお支払いできません。 3. 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒に対しては、保険金をお支払いできません。 等
		後遺障害保険金	被保険者が、対象となる事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。	
		入院保険金	被保険者が、対象となる事故によりケガをされ、入院された場合	入院の日数に対して、1日につき、入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。	
		手術保険金	被保険者が、対象となる事故によりケガをされ、そのケガの治療のために手術を受けられた場合 （創傷処理、抜歯手術等の一部の診療行為を除きます。）	入院中に受けた手術については入院保険金日額の10倍、それ以外の手術については入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故によるケガにつき、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の1手術に限ります。	
		通院保険金	被保険者が、対象となる事故によりケガをされ、通院（往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。）された場合	通院の日数（注）に対して、90日を限度として、1日につき、通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。 （注）通院しない場合においても、骨折等で所定の部位を固定するためにギプス等を常時装着したときは、その日数を含みます。	
※交通事故傷害保険における対象となる事故とは、交通乗用具（電車、自動車、自転車、バイク、船、ヨット、ボート、エスカレーター等をいい、一輪車、三輪以上の幼児用車両、キックボード、遊園地の乗り物等は含みません。）搭乗中の偶然な事故、交通乗用具との衝突等による偶然な事故、駅構内（改札口の内側）での偶然な事故をいいます。 ※上記の死亡保険金と後遺障害保険金は、合計して、保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※入院保険金と通院保険金は重複してはお支払いできません。また、入院保険金または通院保険金が支払われる期間中、別の偶然な事故によりケガをされても、重複してはお支払いできません。 ※他の疾病（骨粗鬆症等）の影響により傷害が重大となった場合はその影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。					
基本契約	個人賠償責任		被保険者が、日本国内において、日常生活または加入依頼書記載の被保険者の居住の用に供される住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人の身体を害したり、他人の財物を滅失、損傷もしくは汚損した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被ったとき。	保険金額の範囲内で、損害賠償金に対して保険金をお支払いします。また、争訟費用（弁護士報酬、訴訟費用等）、緊急費用、求償権保全費用、損害防止軽減費用、協力費用に対しても保険金をお支払いします。なお、賠償金額の決定にあたっては事前に引受保険会社の承認が必要となります。	次に掲げる損害賠償責任を負担することにより被る損害に対しては保険金をお支払いできません。 ①傷害の1.⑤～⑦に起因する損害賠償責任 ②保険契約者または被保険者の故意に起因する損害賠償責任 ③職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ④同居の親族に対する損害賠償責任 ⑤被保険者が所有・使用・管理する他人の財物（借り物、預り物、借家等）に対する損害賠償責任 ⑥船舶・車両（原動力が専ら人力であるものを除く）、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ⑦被保険者と第三者の約定によって加重された損害賠償責任 ⑧心神喪失に起因する損害賠償責任 等

約款構成:基本契約＝交通事故傷害保険＋個人賠償責任補償特約

■事故にあわれたときは

●万一、事故にあわれた場合は、直ちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。事故の発生の日から30 日以内にご通知のない場合には、それによって引受保険会社が被った損害の額が差し引かれて保険金が支払われることがありますのでご注意ください。

●損害賠償責任の補償については、引受保険会社の承認がないまま、被害者に対して損害賠償の全部または一部を承認された場合には、法律上の賠償責任がないと認められる額については保険金が支払われないことがありますので、ご注意ください。

●個人賠償責任の事故の解決にあたっての引受保険会社による示談交渉サービス

・示談交渉サービスは、日本国内においてのみ行います。

・示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者（個人賠償責任の補償を受けられる方）および相手方の同意が必要となります。

・この補償の対象となる事故に限ります。

・賠償責任額が明らかに個人賠償責任補償の保険金額を超える場合は対応できません。

■ 代理請求制度について

被保険者が高度障害状態などになり保険金を請求できない場合で、かつ、成年後見人等の被保険者の代理人がいないときは、被保険者の配偶者や親族が、引受保険会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

普通傷害保険

普通傷害保険の保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金・保険金をお支払いできない主な場合

補償項目			保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
基本契約	傷害	死亡保険金	被保険者が、偶然な事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで亡くなられた場合	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。	1. 次に掲げる事由によるケガに対しては保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意・重過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気帯び運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤戦争、革命、内乱、その他これらに類似の事変または暴動 ⑥核燃料物質の有害な特性による事故 ⑦山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下のボルダリングを除きます。)、ハンググライダー搭乗、職務以外の航空機操縦、スカイダイビング等の危険な運動を行っている間の事故 ⑧自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間の事故 2. 被保険者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、当該症状の原因がいかなるときでも、保険金をお支払いできません。 3. 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒に対しては、保険金をお支払いできません。 等
		後遺障害保険金	被保険者が、偶然な事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。	
		入院保険金	被保険者が、偶然な事故によりケガをされ、入院された場合	入院の日数に対して、1日につき、入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。	
		手術保険金	被保険者が、偶然な事故によりケガをされ、手術(注)を受けられた場合 (注)創傷処理、抜歯手術等の一部の診療行為を除きます。	入院中に受けた手術については入院保険金日額の10倍、それ以外の手術については入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故によるケガにつき、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の1手術に限ります。	
		通院保険金	被保険者が、偶然な事故によりケガをされ、通院(注)された場合 (注)往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院の日数(注)に対して、90日を限度として、1日につき、通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。 (注)通院しない場合においても、骨折等で所定の部位を固定するためにギプス等を常時装着したときは、その日数を含みます。	
	※上記の死亡保険金と後遺障害保険金は、保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。※入院保険金と通院保険金は重複してはお支払いできません。また、入院保険金または通院保険金が支払われる期間中、別の偶然な事故によりケガをされても、重複してはお支払いできません。※他の疾病(骨粗鬆症等)の影響により傷害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。※事故発生時に満23歳未満の方について、熱中症(日射病・熱射病等)も上記のケガとみなします。				
	個人賠償責任		被保険者が、日常生活または加入依頼書記載の被保険者の居住の用に供される住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人の身体を害したり、他人の財物を滅失、損傷または汚損したり、口頭・文書等により名誉毀損およびプライバシーを侵害した場合に、法律上の賠償責任を負担することにより損害を被ったとき。	保険金額の範囲内で、損害賠償金の額から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。また、争訟費用(弁護士報酬、訴訟費用等)、緊急費用(個人賠償責任のみ)、求償権保全費用、損害防止軽減費用、協力費用に対しても保険金をお支払いします。なお、借用物・受託物賠償責任については、保険期間を通じて保険金額 が限度となります。 ※賠償金額の決定にあたっては事前に引受保険会社の承認が必要となります。	次に掲げる損害賠償責任を負担することにより被る損害に対しては保険金をお支払いできません。 [共通] ①傷害の1.⑤～⑥に起因する損害賠償責任 ②保険契約者または被保険者の故意に起因する損害賠償責任 [個人賠償責任] ・職務遂行に直接起因する損害賠償責任・同居の親族に対する損害賠償責任・被保険者が所有・使用・管理する他人の財物(借り物、預り物、借家)に対する損害賠償責任・船舶・車両(原動力が専ら人力であるものを除きます。)、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 [借用物・受託物賠償責任] ・傷害の1.②、③に起因する損害賠償責任・同居の親族に対する損害賠償責任・借用物・受託物の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色等に起因する損害賠償責任・借用物・受託物の置き忘れまたは紛失に起因する損害賠償責任
	借用物・受託物賠償責任		被保険者が、他人からの借用物(日本国内での借用物かつ動産に限ります。)を滅失、損傷、汚損または盗取された場合(職務の用に供されている間、転貸されている間は除きます)に、その借用物につき正当な権利を有する者に対して、法律上の賠償責任を負担することにより損害を被ったとき。		
オプション契約	キャンセル費用		被保険者、被保険者の配偶者または1親等以内の親族が、亡くなられてからまたは病気・ケガで入院されてから31日以内に被保険者が提供を受けられなくなった特定のサービス※について被保険者または被保険者の法定相続人が、キャンセル費用を支払った場合 ※特定のサービスとは、国内旅行、海外旅行契約に基づくサービス、旅館・ホテル等宿泊施設の提供・それに付随するサービス、航空機・船舶・鉄道等旅客の輸送、宴会・パーティー施設の提供・それに付随するサービス、運動・教養等の趣味の指導・教授・施設の提供、演劇・音楽・美術・映画等の公演・上映・展示をいいます。ただし、被保険者の業務遂行に関係するものを除きます。	保険金額の範囲内で、キャンセル費用(サービスの全部または一部の提供を受けられない場合に、取消料・違約料その他の名目で契約に基づき払戻しを受けられないまたは支払いを要する費用をいいます。)の額から免責金額を差し引いた額またはキャンセル費用の額の80%に相当する額のいずれか低い額に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて保険金額が限度となります。	1.傷害1.①～③、⑤～⑥に掲げる事由により発生した費用に対しては保険金をお支払いできません。 2.被保険者、被保険者の配偶者または1親等以内の親族が、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金をお支払いできません。 等
	救援者費用		被保険者が、次の①～③に該当した場合に、保険契約者、被保険者および被保険者の親族が、救援者費用を支出したとき。 ①搭乗する航空機または船舶が行方不明になった・遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により生死の確認ができないまたは緊急な捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ③被保険者の居住の用に供される住宅外における事故によるケガのため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または14日以上継続して入院された場合	保険金額の範囲内で、捜索救助費用(捜索、救助または移送する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づき支払われた費用)、交通費・宿泊料(被保険者の親族の現地までの交通費1往復2名分、宿泊料14泊2名分が限度)、移送費用(ご契約時にご指定された住所、病院までの移送費)、諸雑費(国内3万円、国外20万円が限度)に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて保険金額が限度となります。	1.傷害1.①～⑦に掲げる事由により発生した費用に対しては保険金をお支払いできません。 2.被保険者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金をお支払いできません。 等
	携行品		携行品※が、火災、破損、盗難等の偶然な事故により損害を被った場合 ※携行品とは、被保険者の居住の用に供される住宅外における被保険者が所有、携行する身の回り品をいい、有価証券、預貯金証書(通帳・キャッシュカード等)、定期券、クレジットカード、サーフィン・スキューバダイビング用具、眼鏡、コンタクトレンズ、動植物、携帯電話、ノートパソコン等を除きます。	保険金額の範囲内で、再調達価額(同等のものを新たに購入するために必要な金額をいいます。)を基準に算定した損害額(損害の発生および拡大を防止するために要した費用でかつ有益な費用または他人に対する求償権の保全または行使に必要な手続をするために要した費用を含みます。)から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて保険金額が限度となり、かつ、生活用動産または携行品の種類により、次の額が限度となります。 ※生活用動産が水災により損害を被った場合、その損害額が再調達価格の30%未満のときは、お支払いする保険金の算出方法が異なります。(削減されます。) ・1個・1組・1対のもの…各々10万円 ・乗車船券・宿泊券、通貨等…5万円	次に掲げる事由による損害に対しては保険金をお支払いできません。 ①傷害の1.②、③、⑤～⑥ ②保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意・重過失 ③生計を共にする親族の故意 ④携行品の欠陥 ⑤携行品の自然の消耗または性質によるさび、変色等 ⑥携行品の紛失または置き忘れ ⑦携行品のすり傷または塗料のはがれ等外観の損傷で機能に支障をきたさないもの
	ホールインワン・アルバトロス費用		被保険者が、日本国内のゴルフ場(9ホール以上のものに限ります。)において、ゴルフ競技(そのゴルフ場のキャディを補助者として※、他の同伴競技者とパー35以上の9ホールを正規にラウンドしたものに限ります。)中に、ホールインワン・アルバトロスを行ったことにより祝賀会等の費用を負担した場合 ※キャディが同伴しない場合でも一定条件によってはお支払いの対象となる場合もあります。	保険金額の範囲内で、慣習として負担する贈呈用記念品購入費用(貨紙幣、有価証券、商品券、プリペイドカード(達成を記念して特に作成したもの以外)は除きます。)、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀、その他慣習として負担することが妥当と認められる費用(保険金額の10%が限度)に対して保険金をお支払いします。	1.被保険者がゴルフ場の経営者・使用人である場合のそのゴルフ場でホールインワン・アルバトロスを行った場合の費用に対しては保険金をお支払いできません。 2.被保険者がホールインワン・アルバトロスを行った時にゴルフの競技または指導を職業としていた場合は保険金をお支払いできません。

約款構成：基本契約＝普通傷害保険＋天災危険補償特約＋生活総合保険特約（個人賠償責任補償、借用物・受託物賠償責任補償）
オプション契約＝生活総合保険特約（携行品損害補償／キャンセル費用補償／救援者費用補償／ホールインワン・アルバトロス費用補償）

更改加入依頼書（お申込書）の記入例

新規 加入の場合

※複数の方がご加入の場合には、「符号02」以降の欄にご記入ください。

①申込人の氏名、所属、所属コード社員コードを記入してください。

⑩内容をご確認のうえ、押印してください。

②記入日、保険期間を記入してください。

⑤ご加入の型をご記入ください。

⑧職業級別例をご参照いただき、被保険者（補償を受けられる方）のご職業と級別をご記入ください。

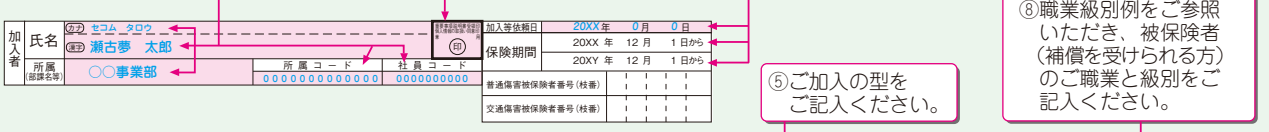

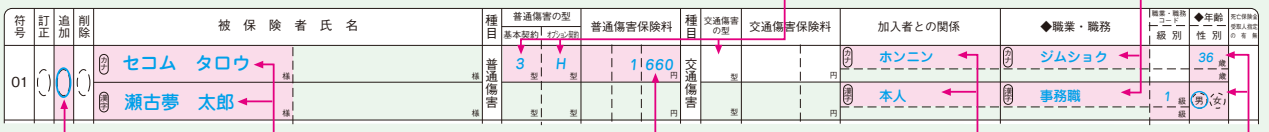

③追加に『○』を記入してください。

④被保険者（補償を受けられる方）のお名前をご記入ください。

⑥月額保険料をご記入ください。

⑦お申込人と被保険者との関係（具体的に）ご記入ください。

⑨年齢性別をご記入ください。

変更 の場合

※脱退される場合には現在のご加入内容を抹消いただき押印のうえご提出ください。

①申込人の氏名、所属、所属コード社員コードを記入してください。

④内容をご確認のうえ、押印してください。

②記入日、保険期間を記入してください。

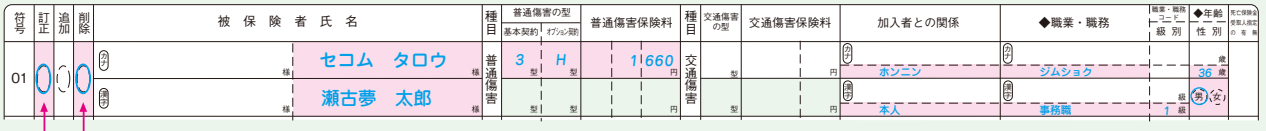

③内容を変更する場合は訂正に『○』を脱退する場合は削除に『○』を記入してください。

■保険金のお支払条件等については、各普通保険約款および特約に基づきます。

■このパンフレットは生活総合保険特約付普通傷害保険および交通事故傷害保険の概要についてのご説明です。詳細につきましては、（有）桐栄オートサービスまたはセコム損害保険までご照会ください。

■取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき保険契約の締結・保険料の受領・保険料領収書の発行・契約の管理等の代行業務を行っております。取扱代理店とご締結いただき有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

（取扱代理店）

幹事代理店　有限会社桐栄オートサービス

☎ 0277-76-5266

有限会社サンフィールド・インダストリー

☎ 0277-30-3900

（引受保険会社）

セコム損害保険株式会社

桐生支社　☎ 0277-43-6100

BO1400-321A@secom-sonpo.co.jp

SEK-1101-2408-0025